

入札実施要領

令和7年11月12日（水）に、徳島市上下水道局（以下「局」という。）が行う局所管の市有財産売却に伴う一般競争入札に参加される方は、次の各事項を承知の上、入札に参加してください。

1 件名及び入札に付する物件

件名及び入札に付する物件（以下「入札物件」という。）は、次のとおりです。

〈件名〉

ポンプ所跡地売却

〈土地〉

徳島市上八万町中山17番291 水道用地 178㎡（公簿）

徳島市上八万町樋口180番40 水道用地 66㎡（公簿）

※詳細は物件調書のとおりです。

2 予定価格

当該入札物件の予定価格（最低売却価格）は、8,333,000円とします。

3 入札参加資格

次のいずれかにも該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

(1) 次のいずれかに該当すると認められる者。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者。

または、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき。

カ 契約により、契約のあとに代価の額を確定する場合において、当該代金の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ 同号アからカまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 徳島市暴力団等排除措置要綱第3条に規定する排除措置を受けている者。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、当該団体の構成員及びその構成員を役員、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員。

4 現地説明会

- (1) 現地説明会の開催希望があった場合には、次の日時及び場所において、局職員が入札物件の説明を行います。開催を希望される方は、令和7年9月16日（火）午後5時までに徳島市上下水道局総務課情報管財係（088-623-2093）まで事前予約をお願いします。
 - ア 日時：令和7年9月24日（水）午前10時から
 - イ 場所：第1項に規定する入札物件の場所
- (2) 開催希望がなかった場合は現地説明会を行いません。なお、現地説明会に参加されない場合であっても入札に参加することができますが、入札物件の現況等は全て了知されているものとみなします。
- (3) 事情により予告なく現地説明会を延期又は中止することがあります。

5 物件の確認

- (1) 入札に参加される方（以下「入札参加者」という。）は、入札前に必ず入札物件の現況及び諸規制の状況等を確認してください。
- (2) 入札物件は、現状有姿のまま引渡しを行います。入札参加者は、本要領、物件調書及び現地説明会等で説明した事項についての不知、不明を理由として疑義を申し立てることはできません。
- (3) フェンス外側からの現地確認は、現地説明会日時以外でも可能です。ただし、周辺住民の方のご迷惑にならないようお願いします。

6 入札参加申込み

入札参加者は、次の期間内に必要な書類を郵送又は持参で提出しなければ、第9項により執行する入札に参加することができません。メール・FAXでの提出は不可とします。

- (1) 受付期間
 - 令和7年9月1日（月）から令和7年10月31日（金）まで（土・日祝日を除く。）
 - 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後12時45分までを除く。）
- (2) 提出書類
 - ア 市有財産売却一般競争入札参加申込書（個人、法人）
 - イ 誓約書（個人、法人）
 - ウ 住民票（抄本・発行後3か月以内のもの）又は免許証の写し（個人）
 - エ 商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）の写し（法人）
- (3) 提出場所 徳島市南前川町5丁目1番地の4

徳島市上下水道局本庁舎 2 階 総務課情報管財係

(4) 提出方法 持参又は郵送（令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）午後 5 時まで必着）

(5) 申込後の手続き

入札参加申込後、参加資格審査を行い、その結果通知をお送りします。入札参加決定の場合、入札書、委任状等の必要書類を同封しますので、熟読の上、第 9 項により執行する入札に参加してください。

7 質問及び回答

本件入札に関し質問がある場合は、令和 7 年 9 月 2 6 日（金）午後 5 時までメール・FAX 又は第 6 項第 3 号に文書で提出してください。

これに対する回答は、令和 7 年 1 0 月 2 日（木）正午までに徳島市上下水道局ホームページにて公表します。

8 契約条項を示す日時及び場所

徳島市上下水道局ホームページにおいて市有財産売買契約書（案）を公開しています。

9 入札執行及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水）午前 1 0 時から

場所 徳島市南前川町 5 丁目 1 番地の 4 徳島市上下水道局本庁舎 2 階 入札室

(2) 入札開始時刻に遅れた方は、入札に参加することができません。

(3) 入札場所に入室することができるのは、各参加者につき 1 人のみです。

10 入札執行日に持参するもの

入札参加者（代理人を含む。）は、入札時に次に掲げるものを必ず持参してください。

(1) 参加資格決定通知書（第 6 号第 5 項によりお送りしたもの）

(2) 入札書（局所定の様式による）

(3) 入札書提出用の封筒（長形 3 号程度のもの）

(4) 印鑑登録している印鑑（代理人による入札の場合は不要。）

(5) 入札保証金に係る納入通知書兼領収書（原本）

(6) 代理人による入札の場合は、委任状（局所定の様式による）とその書面に使用した代理人の印鑑

11 入札要領

入札書と委任状は、所定の様式によるものとし、その記載に当たっては次に掲げるところにより作成してください。

(1) 文字は全て楷書とし、ペン書き又はボールペン書きとすること。

(2) 金額を表示する数字は、アラビア数字で記載し、最初の数字の前に¥を記入すること。

(3) 入札金額の訂正は認めないので、訂正する場合は新たに入札書を作成すること。

(4) 入札年月日及び住所氏名は、明瞭に記載して押印すること。

(5) 入札書若しくは委任状の委任者押印は、印鑑登録印を使用すること。（後日、印鑑登録証明書と別の印鑑だった場合は無効となります。）

- (6) 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 郵便による入札は認めません。

12 入札保証金

- (1) 当該入札物件の入札保証金は、833,300円とします。
- (2) 入札参加者は、入札保証金（833,300円）を、入札書提出前に納付しなければなりません。入札保証金は、参加資格決定通知書に同封した納付書にて所定の金融機関で納付した上で、入札執行日に納入通知書兼領収書（原本）をご持参ください。
- (3) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、適正な請求があつてから概ね2週間で返還いたします。なお、入札保証金の返還に必要な請求書は、当日配布します。
- (4) 落札者が決定しない場合は入札不調としてそれぞれ返還します。
- (5) 入札保証金には、利子を付しません。
- (6) 落札者が指定の日までに契約を締結しないときは、入札保証金は局に帰属します。

13 開札要領

- (1) 開札の結果、局の設定する予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格をもって入札した者（以下「落札候補者」という。）を決定し、次順位以降を確定させた上で落札決定を保留し、入札を終了します。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない局職員にくじを引かせて落札者を決定します。
- (3) 開札の結果、落札候補者がいないときは、直ちに再度の入札を行います。当初を含めて2回まで入札を行っても落札候補者がいないときは、この入札を打ち切るものとします。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札資格のない者のした入札
- (2) 第12項に定めた所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札に遅参した者の入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 指定する入札書記載事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (6) 同一物件について2通以上の入札書の提出をした入札
- (7) 入札書若しくは委任状の委任者押印に印鑑登録印を使用していない入札
- (8) 落札候補者になったのち当局の定める必要書類の一部又は全部を指定する期限内に提出しない者のした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

15 必要書類の提出

落札候補者となった者は提出期限までに次の書類を提出してください。

- (1) 提出書類

ア 印鑑登録証明書（原本）

イ 身分証明書（原本。本籍地で請求可能。発行後 3 か月以内のもの）（個人）

ウ 商業登記簿謄本（原本。発行後 3 か月以内のもの）（法人）

(2) 提出期限 令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）午後 5 時まで

(3) 提出場所 徳島市南前川町 5 丁目 1 番地の 4

徳島市上下水道局 本庁舎 2 階 総務課情報管財係

(4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

16 落札決定

(1) 落札候補者が第 1 5 項に定める書類の提出後、入札要件を満たしていれば、落札者として決定し、落札決定通知書を送付します。

(2) 落札候補者が第 1 5 項に定める書類を期限内に提出しない場合、もしくは入札要件を満たしていない場合は、落札候補者が行った入札は無効とし、開札時に決定した順位における次順位者を新たな落札候補者とする旨を通知します。落札候補者が第 1 5 項に定める書類を期限内に提出し、入札要件を満たしていれば、落札決定となりますが、落札決定するまで同様の手続きを行います。

(3) 前号のとおり確認し、落札者が決定しない場合はこの入札を打ち切ります。

(4) 新たに落札候補者となった者は第 1 5 項に定める書類を新たに落札候補者となった日から起算して 1 0 日以内（閉庁日を除く）に第 1 5 項第 3 号へ持参するか郵便により提出しなければなりません。（提出期限午後 5 時までに必着）

17 契約保証金及び契約締結

(1) 落札者は、落札決定の日から起算して 1 4 日以内に契約保証金を納付して、局所定の市有財産売買契約書により契約を締結しなければなりません。

(2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、契約の締結以前に納付しなければなりません。

(3) 契約保証金は、特に反対の意思表示がない限り、既に納付している入札保証金を充当する旨の申出があるものとして取り扱います。

(4) 契約保証金には、利子を付しません。

(5) 契約の締結は、契約書を作成することによって行います。

(6) 契約の締結及び履行に関する一切の費用については、落札者の負担とします。

(7) 契約は、落札者が押印し、その後局が契約書に記名押印したときに確定します。

(8) 落札者が第 1 号の期間内に契約保証金を納付して契約を締結しないときは、その者の落札は効力を失うほか、その者が納付している入札保証金は局に帰属します。

18 売買代金

(1) 売買代金は、契約保証金の額を除いた金額を契約締結の日から起算して 3 0 日以内に支払わなければなりません。

(2) 前号により納付する売買代金は、既に納付している契約保証金をその一部として充当します。

19 所有権の移転等

- (1) 入札物件の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転します。所有権移転までの間、入札物件の使用はできません。
- (2) 前号により所有権が移転したときに現状で引渡しがあったものとします。
- (3) 所有権移転登記は、売買代金の完納後、局において嘱託するものとし、登録免許税その他の費用は落札者の負担とします。
- (4) 所有権移転登記は、局から落札者に対して行います。入札参加申込みから落札者への所有権移転登記まで、途中で名義変更をすることは認められません。

20 用途制限

- (1) 落札者は、契約締結の日から10年間、入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることと知りながら入札物件の所有権を第三者に移転し、又は入札物件を第三者に貸すことはできません。
- (2) 落札者は、契約締結の日から10年間、入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、入札物件の所有権を第三者に移転し、又は、入札物件を第三者に貸すことはできません。

21 契約不適合責任

- (1) 落札者は、売買物件の所在、境界及び地積等、現状を十分に確認して買い受けるものとし、契約締結後、売買物件が地積の不足その他契約の内容に適合しない場合であっても、修補による追完請求、売買代金の減額請求、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができません。
- (2) 前号の規定にかかわらず、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、落札者は、契約不適合について、売買物件の引渡しの日から2年以内に局に通知したものに限り、修補による追完請求、売買代金の減額請求、契約の解除又は損害賠償請求（契約不適合が局の責めに帰することができない事由によるものを除く。）をすることができます。
- (3) 前号に規定する修補による追完費用又は損害賠償額は、売買代金の額を超えることはできません。
- (4) 第2号の契約不適合が、落札者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、落札者は、修補による追完請求、売買代金の減額請求、契約の解除又は損害賠償請求のいずれもすることはできません。
- (5) 落札者が、契約締結時に第2号の契約不適合を知っていたときは、局は本項の責任を負いません。

22 入札の延期又は中止

事情により、予告なく入札を延期又は中止することがあります。

23 その他

- (1) 一般競争入札の実施及び契約の締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び局の定める規則等法令の定めるところによるもののほか、本要領に基づき行います。
- (2) 入札参加者は、本物件が現状有姿のまま引き渡されることを十分に理解し、落札者となった場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保等については、自らの負担と責任において行ってください。

以 上

物件調書

所在地		地目（公簿）	地目（現況）	地積（公簿）	地積（実測）	
徳島市上八万町中山 1 7 番 2 9 1		水道用地	宅地	178.00 m ²	178.57 m ²	
徳島市上八万町樋口 1 8 0 番 4 0		水道用地	宅地	66.00 m ²	66.88 m ²	
街路条件		幅員：約 5 m市道				
		塗装：普通				
		配置：普通				
		系統及び連続性：幹線道路までの距離 約 1 0 0 m				
交通機関		J R	J R文化の森駅（約 4 k m）			
近隣公共施設		上八万小学校	約 0 . 6 k m	上八万中学校	約 3 k m	
		病院	約 2 k m			
供給施設状況		供給施設	状況	事業所名		電話番号
		電気	可	四国電力 徳島支店		0120-564-552
		都市ガス	無			
		上水道	可	徳島市上下水道局		088-623-1187
		下水道	無			
画地条件		地積	標準的			
		形状等	間口：約 24.3m 奥行：約 11m 台形地			
		方位、角地	南東 準角地			
		高低差	等高			
行政的 条件	都市計画区域	市街化調整区域				
	用途地域	－				
	建ぺい率	7 0 %	容積率		2 0 0 %	
	防火地域	－				
私道の負担に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	－	

その他	・ 本物件にある金網フェンスも含めて、現状有姿のまま引き渡します。
	・ 金網フェンスは、撤去するものと判断しており、予定価格は、撤去費用等を勘案した金額であるため、価格は0円相当です。撤去をする場合は、買受人の負担において関係法令等に基づき適切に実施してください。
	・ 金網フェンスは、必ず撤去する必要はありません。経年劣化があるため、使用する場合は、買受人の負担と責任において点検等を行い、安全性の確保を行ってください。
	・ 本物件は、境界確定書（令和5年1月19日付）を近隣の土地所有者と締結しており、その写しを買受人に提出します。
	・ 本物件は、四国電力送配電株式会社と北東部分にある電柱(本注1本・支柱1本：ニシギ 7W15X1)の土地賃貸借契約(令和8年3月31日まで)を締結しており、その契約を引き継ぐ必要があります。（契約満了日以降については、買受人と四国電力送配電株式会社と話し合いを行ってください。）
	なお、所有権移転後の賃貸借料(電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1)の残金は少額のため、引渡しを行わないこととします。
	・ 本物件はポンプ所として使用していましたが、建物、埋設配水管等を撤去し更地としたため、所有権変更後に、水道用地から地目変更を行う必要があります。
	・ 本物件調書、その他の書類の記載事項と現況が異なる場合には、現況が優先されます。